

長野県国民保護計画 新旧対照表(H28.3.29)

変更箇所	項目名	新	旧
P.7 第1編第3章 2	関係機関の 連絡先	事態対策本部(以下「国の対策本部」という。)及び指定行政機関の対策本部等の連絡先等については、国の対策本部等が設置された時点で別途通知することとされている。	武力攻撃事態等対策本部(以下「国の対策本部」という。)及び指定行政機関の対策本部等の連絡先等については、国の対策本部等が設置された時点で別途通知することとされている。
P.10 第1編第4章 (2)ア	人口	県の総人口は、 <u>2,093,199人</u> (毎月人口移動調査H28.2.1現在)であり、人口密度は、 <u>1km²当たり155人</u> (ながの県勢要覧平成27年版 H27.10.1現在)であるが、本県の持つ地形の特殊性からその大部分は大河川流域の平地部に集中しており、地域の産業構造と相まって部分的には人口集中地区を形成している。	県の総人口は、 <u>2,105,187人</u> (毎月人口移動調査H27.1.1現在)であり、人口密度は、 <u>1km²当たり156人</u> (ながの県勢要覧平成25年版 H25.10.1現在)であるが、本県の持つ地形の特殊性からその大部分は大河川流域の平地部に集中しており、地域の産業構造と相まって部分的には人口集中地区を形成している。
P.78 第3編第5章 3(1)	救援の基準	知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(<u>平成25年内閣府告示第229号</u> 。以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。	知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(<u>平成16年厚生労働省告示第343号</u> 。以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。
P.79 第3編第5章 オ 4つめの・	埋葬及び火葬	<u>長野県広域火葬計画</u> を踏まえた対応	<u>広域的な火葬計画等を踏まえた対応</u> (「 <u>広域火葬計画の策定について</u> (平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知)」参考)
P.90 第3編第7章 第3別表	危険物質等 に関する措 置命令	備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第8号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。	備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第7号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。
P.107 第3編第11章 (3)	交通規制等 の周知徹底	なお、国の <u>事態対策本部長</u> により特定公共施設利用法の規定に基づき道路の利用指針が定められた場合には、それを踏まえ適切に行うものとする。	なお、国の <u>武力攻撃事態等対策本部長</u> により特定公共施設利用法の規定に基づき道路の利用指針が定められた場合には、それを踏まえ適切に行うものとする。

変更箇所	項目名	新	旧
P.118	用語解説	<p>● 緊急対処事態対策本部 緊急対処事態対処方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣に設置される組織である。 事態対策本部の規定がほとんど準用されるが、対策本部長の総合調整権(事態対処法第14条)、内閣総理大臣の是正の指示や代執行の権限(同法第15条)、総合調整又は指示に基づく損失補てん(同法第16条)の規定は準用されない。</p>	<p>● 緊急対処事態対策本部 緊急対処事態対処方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣に設置される組織である。 武力攻撃事態等対策本部の規定がほとんど準用されるが、対策本部長の総合調整権(事態対処法第14条)、内閣総理大臣の是正の指示や代執行の権限(同法第15条)、総合調整又は指示に基づく損失補てん(同法第16条)の規定は準用されない。</p>
P.118	用語解説	<p>● 緊急対処保護措置 緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が、※事態対処法第22条第3項第2号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 ※事態対処法 「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」</p>	<p>● 緊急対処保護措置 緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が、※事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 ※事態対処法 「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」</p>
P.120	用語解説	<p>● 国民保護措置 対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民保護法第2条第3項に掲げる措置のことである。具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。</p>	<p>● 国民保護措置 対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置のことである。具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。</p>

変更箇所	項目名	新	旧
P.122	用語解説	<p>● 対策本部長 事態対処法第10条に定める「<u>事態対策本部</u>」又は同法第23条に定める「緊急対処事態対策本部」の長をいう。対策本部長は、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもって充てる。</p>	<p>● 対策本部長 事態対処法第10条に定める「<u>武力攻撃事態等対策本部</u>」又は同法第26条に定める「緊急対処事態対策本部」の長をいう。対策本部長は、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもって充てる。</p>